

参議院運輸委員會會議録第六号

平成八年四月九日(火曜日) 午後零時十分開会

委員の異動

三月二十八日

村沢 牧君

補欠選任 湖上 貞雄君

三月二十九日

橋本 聖子君

補欠選任 岡部 三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

寺崎 昭久君

鹿熊 安正君

河本 三郎君

鴻池 祥肇君

横尾 和伸君

委員

龜谷 博昭君

鈴木 政二君

二木 秀夫君

松浦 孝治君

泉 信也君

戸田 邦司君

平井 卓志君

瀬谷 英行君

筆坂 秀世君

中尾 則幸君

栗原 君子君

國務大臣

運輸大臣 龜井 善之君

政府委員

運輸省海上技術安全局長 小川 健兒君

事務局側

常任委員会専門員

志村 昌俊君

運輸省海上技術安全局長 金丸 純一君  
運輸省港務局長 栢原 英郎君

本日の會議に付した案件

○船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(寺崎昭久君) ただいまから運輸委員會を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る三月二十八日、村沢牧君が委員を辞任され、その補欠として湖上貞雄君が選任されました。

また、同月二十九日、橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として岡部三郎君が選任されました。

○委員長(寺崎昭久君) 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。 政府から趣旨説明を聴取いたします。 龜井運輸大臣。

○國務大臣(龜井善之君) ただいま議題となりました船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年におきましても、世界的にはフェリーの沈没事故、タンカーからの原油流出事故等大規模な海難事故が引き続き発生しているため、その未然

防止対策について国際的な検討が行われた結果、海難事故の大半が船員の人為的ミスを原因としていること等から、先般、海事関係の三条約、具体的には、海上人命安全条約、海洋汚染防止条約、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約につき、外国船舶に対するソフト面の監督の強化、船員の資質の向上等を内容とする改正がなされたところであります。

この法律案は、これらの条約の改正を受けて、我が国の港に入港する外国船舶について、これまでの構造・設備面中心の監督に加え、船員の能力等をチェックするソフト面の監督を新たに実施するとともに、我が国の旅客船の乗組員に教育訓練を義務づける等所要の改正を行い、これらの措置により海上における一層の安全確保及び環境保全を図るうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、外国船舶に対する監督について、乗組員が船内の設備の操作や油の排出手順に習熟しているかどうかチェックすることを監督内容に追加する等の強化を図ることとしております。

第二に、旅客船と一定の高速船については、旅客の安全等に関する教育訓練を修了した乗組員の配乗を義務づけることとしております。

第三に、航海当直部員について、その資格証明制度を法定し、あわせて法令違反の場合には当該資格の取り消しができることとする等船員の資格制度につき所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいとお願い申し上げます。

○委員長(寺崎昭久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(寺崎昭久君) 次に、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。 政府から趣旨説明を聴取いたします。 龜井運輸大臣。

○國務大臣(龜井善之君) ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨につきまして御説明申し上げます。

我が国の港湾は、これまでのような産業及び経済の基盤としての役割のみならず、国際経済社会のボーダーレス化等の進展の中で日常生活に密着した物資の輸入が急増し、また、廃棄物海面処分場、親水緑地等の港湾機能への社会的要請が高まるなど、国民生活に直結する役割が増大しており、これらの役割を果たすことにより、良好な港湾環境の形成を通じて周辺的生活環境の保全に資するとともに、国民生活の向上に寄与することが求められております。

また、我が国の港湾は、現在、このような港湾に求められる役割の多様化を背景として、国際的な海運ネットワークの拠点として不可欠な大水深コンテナターミナルの整備等国際競争力を有する港湾の整備の促進、臨海部空間の特性を生かした防災拠点の整備、基幹的港湾施設の耐震性の強化等阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた港湾の防災機能の向上、廃棄物海面処分場、親水緑地等の整備による快適な国民生活の実現等の緊急の課題に直面しているものと考えています。

さらに、今後の大交流時代における我が国港湾の諸課題に適切に対応していくためには、港湾整

備事業における投資の重点化を図っていくことが必要であります。

以上のような近年における情勢にかんがみ、港湾整備緊急措置法の目的を改正し、港湾整備事業の意義を明確にするとともに、港湾を取り巻く緊要な課題に的確に対応することができるよう、新たに平成八年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進すべくこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、港湾整備緊急措置法の目的に、良好な港湾環境の形成を通じて周辺的生活環境の保全に資すること及び国民生活の向上に寄与することを追加することとしております。

第二に、港湾整備五カ年計画の初年度を平成三年度から平成八年度に改めることとしております。

第三に、港湾整備事業の実施の目標及び量を定めるに当たっては、効率的な国際・国内海上輸送網の拠点の適正な配置等、我が国の港湾整備における課題に的確に対応するため、投資の重点化を図ることができるよう留意しなければならぬこととする旨の規定を追加することとしております。

第四に、附則として、この法律は公布の日から施行するとともに、港湾整備特別会計法についてこの法律の施行に伴う規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺嶋昭久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

四月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案  
一、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船員法の一部改正  
（船員法の一部改正）

第一条 船員法(昭和二十二年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百十七條の二及び第百十七條の三を次のように改める。

(航海当直部員)

第百十七條の二 船舶所有者は、命令の定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員

(第五項において「航海当直部員」という。)として部員を乗組ませようとする場合には、

次項の規定により証印を受けている者を、命令の定めるところにより乗組ませなければならぬ。

行政官庁は、命令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

行政官庁は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

行政官庁は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

前各項に定めるもののほか、航海当直部員

及び第二項の規定による証印に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第百十七條の三 船舶所有者は、命令の定めるタンカー(主務大臣の定める危険物又は有害物であるばら積み液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。)には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「危険物等取扱責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けている者を、命令の定めるところにより乗組ませなければならない。

行政官庁は、命令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

前条第三項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

第百十八條の四 前項に規定するものの外を、前各項に定めるもののほか改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

行政官庁は、次項の規定により救命艇手続任證書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対しては、救命艇手続任證書の交付を行わないことができる。

行政官庁は、救命艇手が、その職務に關してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手続任證書の返納を命ずることができる。

第百十八條の次に次の二条を加える。

(旅客船の乗組員)

第百十八條の二 船舶所有者は、命令の定める旅客船には、命令の定めるところにより旅客の避難に關する教育訓練その他の航海の安全に關する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗組ませなければならない。

第百二十條の二 第一項を次のように改める。

行政官庁は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第一條第一項の命令の定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。)で命令の定めるところが国内の港にある間、その船舶に立ち入り、その船舶の乗組員が次に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 その船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従つた員数の海員が乗り組んでいること。

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關する国際条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

三 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に關し命令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

第百二十條の二 第二項中「航海当直基準に従つた航海当直を実施する」を「第一項各号の一に定める要件を満たす」に改め、同条第三項中「船員労務官」を「主務大臣があらかじめ指定するその職員」に改め、同条第四項を次のように改める。

第百一十條第三項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

第百十八條の三 船舶所有者は、命令の定める高速船(最大速度が主務大臣の定める速力以上の船舶をいう。)には、命令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に關する教育訓練その他の航海の安全に關する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗組ませなければならない。

第百二十條の二 第一項を次のように改める。

行政官庁は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第一條第一項の命令の定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。)で命令の定めるところが国内の港にある間、その船舶に立ち入り、その船舶の乗組員が次に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 その船舶が国籍を有する国が定める船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な海員の定員に従つた員数の海員が乗り組んでいること。

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關する国際条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

三 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に關し命令の定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

第百二十條の二 第二項中「航海当直基準に従つた航海当直を実施する」を「第一項各号の一に定める要件を満たす」に改め、同条第三項中「船員労務官」を「主務大臣があらかじめ指定するその職員」に改め、同条第四項を次のように改める。

第百一十條第三項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項の規定は第四項の場合について、第百七條第三項及び第四項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第百一十條第三項中「前項」とあるのは「第百二十條の二第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一

項各号に定める要件を満たすための措置がとられたと、第七百七条第三項中「前二項」とあるのは「第七百二十条の二第二項」と、「船員労働官」とあるのは「同条第一項の規定により立入検査をする職員」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第七百二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

行政官庁は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認められる限度において、その船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、その船舶の乗組員に質問し、又はその船舶の乗組員が同項第三号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

行政官庁は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たすための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

第七百三十条中「第七百七条の二若しくは第七百七条の三を」を「第七百七条の二第一項、第七百七条の三第一項、第七百七条の三第二項、第七百七条の三第三項、第七百七条の三第四項の二若しくは第七百七条の三」に改める。

第七百三十一條第一号中、第七百三十三條又は第七百三十八條第一項を「又は第七百三十三條」に改める。

第七百三十二條第二号中「第七百二十条の二第二項」を「第七百二十条の二第四項」に改める。

第七百三十三條第十一号中「第七百二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条に次の二号を加える。

十四 第七百二十条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者  
十五 第七百二十条の二第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七百三十五條第一項中「第七百二十条の二第四項において準用する第七百七条第一項に係る場合を除く。第三項において同じ。」を削る。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の二の章名中「検査」を「検査等」に改める。

第十七条の十七第七項中「除く。」の下に「次項において「監督対象外国船舶」という。」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第十七条の十七中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油又は有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに關し遵守すべき事項のうち運輸省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に關する必要な知識を有しないと認めるときその他特定遵守事項に従つて作業を行うことができなると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に關する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十八條第五項中「検査させる」を「検査させ、又は関係者に質問させる」に改める。

第五十六條第三号中「第七百七条の十七第二項」を「第七百七条の十七第三項」に改める。

第五十七條第五号中「第七百七条の十七第一項の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十八條第十四号中「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中船員法第七百七条の二及び第七百七条の三の改正規定（同法第七百七条の二第二項及び第五項、第七百七条の三第二項並びに同条第三項において準用する第七百七条の二第五項に係る部分に限る。）公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中船員法第七百七条の二及び第七百七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）同法第七百七条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七百三十条及び第七百三十一條の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（船員法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の船員法（以下この条において「旧船員法」という。）第七百二十条の二第一項の規定による行政官庁がした通告は、第一条の規定による改正後の船員法（以下この条において「新船員法」という。）第七百二十条の二第三項の規定による行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第七百二十条の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第七百二十条の二第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第六十九号を次のように改める。

六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

第四條第一項中第二十号の二を削り、第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十四の八 外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に關し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。

第四十條第一項第四十二号を次のように改める。

四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

（港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案）

港灣整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「園り」を「園るとともに、良好な港灣環境の形成を通じて周辺的生活環境の保全に資し」に改め、「發展」の下に「と国民生活の向上」を加える。

第三条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の実施の目標及び量を定めるに当たつては、効率的な国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となるべき港灣の適正な配置等我が國の港灣整備における課題に的確に対応するため、港灣整備事業における投資の重点化を図ることができるよう留意しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

24 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(平成七年度以前の年度のこの会計の予算で平成八年度以後の年度に繰り越したも)により国が施行する港湾整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシートの健全な発展のための適切な事業規制に関する請願(第八四七号)(第八四八号)(第八六三号)

第八四七号 平成八年三月二十八日受理

ハイヤー・タクシートの健全な発展のための適切な事業規制に関する請願(五通)

請願者 東京都小平市上水本町五ノ一一ノ三〇二 川内野利夫 外千九十六名

紹介議員 藁科 満治君

現在、タクシードライバーは全国的に供給過剰状態にあり、過当競争の中で、運賃改定の進行にもかかわらず運送収入は低迷が続いており、ハイヤーも長期不況下の深刻な打撃から回復していない。このため、ハイヤー・タクシードライバーの賃金・労働条件は深刻な影響を受け、年間所得は全産業男子労働者平均と比べ約百五十万円も低く、逆に労働時間は年間約三百時間も長いのが実態である。これらの社会的格差は年々拡大傾向にあり、国民に信頼される乗り物としてのハイヤー・タクシードライバーの存立基盤を揺るがしかねない。さらに、運賃・料金の

平成八年四月十五日印刷

多様化、需給調整の弾力化などの規制緩和策は、ハイヤー・タクシードライバーの健全な発展を阻害し、サービスの充実とハイタク労働者の労働条件改善をますます困難にしている。今日拡大している多重運賃と過当競争が利用者の利便を損なうことは明らかであり、今、真に求められていることは、経済・社会状況に適合した需給調整と同一地域・同一運賃によって社会的水準の労働条件を確保できる適正運賃の確立である。ハイヤー・タクシードライバーの健全な発展のためには適切な事業規制こそが重要である。ついては、次の措置を採らねばならない。  
一、ハイヤー・タクシードライバー事業にかかわる免許制と認可制を堅持し、適切な事業規制によってハイヤー・タクシードライバー産業の活性化を図ること。同時に、悪質事業者を排除して業界体質の改善を行うための事業免許の更新制を導入すること。

二、ハイヤー・タクシードライバー労働者の賃金・労働条件の社会的格差を是正するため、適正運賃を確立すること。この運賃改定に当たっては、同一地域・同一運賃を堅持し、社会的水準の労働条件への改善原資を含む標準原価方式を採るとともに、確実に労働条件改善が実行されるための担保措置を講ずること。

三、ハイヤー・タクシードライバーの需給調整の公正な推進のために、地域事情に見合った需給基準を制定・公表し、その基準にのっとり厳格な需給調整を実施して行政責任を貫くこと。特に今日の構造的に常態化した供給過剰の現状を改善するために、適切な減車措置や供給過剰地域の積極的指定など強力な指導を行うこと。また、個人タクシードライバーの免許地域の拡大並びに参入規制の緩和は行わないこと。

四、運転代行業の適正化を進めるとともに、一切のタクシードライバー類似の違法行為を根絶するための措置を講ずること。特に運転代行によるA・B間輸送は道路運送法違反であることを踏まえ、A・B間の有償運送の許可は絶対に行わないこと。

平成八年四月十六日発行

第八四八号 平成八年三月二十八日受理  
ハイヤー・タクシードライバーの健全な発展のための適切な事業規制に関する請願(五通)

請願者 神戸市兵庫区中通道六ノ二ノ二二 水野憲作 外八百七十九名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第八六三号 平成八年三月二十八日受理

ハイヤー・タクシードライバーの健全な発展のための適切な事業規制に関する請願(五通)

請願者 千葉県柏市船戸山高野一 山仲秀夫 外千二百二十七名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局